



平成21年 5月15日

各 位

会社名 株式会社 長野 銀行
代表者名 取締役頭取 田中 誠二
(コード番号 8521 東証第一部)
問合せ先 常務取締役総合企画部長
中 條 功
(TEL 0263 - 27 - 3311)

定款一部変更に関するお知らせ

当行は、平成21年5月15日開催の取締役会におきまして、「定款一部変更の件」を平成21年6月26日開催予定の第50期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1 定款変更の目的

当行は、地域金融機関として地元中小企業の育成・再生や地域経済の発展・活性化等を図るため、中小企業への安定的かつ円滑な資金供給に積極的に努めており、そのために内部留保の積み上げのほか、劣後債の発行登録を行うなど自己資本の充実に向け取組んで参りました。

こうした中、中小企業金融の円滑化を目的に「金融機能の強化のための特別措置に関する法律」(「金融機能強化法」)が改正されたことを踏まえ、当行としては、先を読む経営という考え方の下、資本増強策の多様化を図るとともに、将来への備えとして優先株式の発行を可能とするために定款の一部変更を行うものです。

また、「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(以下、「決済合理化法」という。)の施行に伴い、定款の一部変更を行うものであります。

2 主な定款変更の内容

(1) A種優先株式に係る規定の変更

イ A種優先株式を新たな株式の種類として追加するため、現行定款第6条にA種優先株式の発行可能種類株式総数の規定を新たに追加するとともに、普通株式の交付と引換えの取得に備えて普通株式の発行可能種類株式総数を増加させ、発行可能株式総数も増加させるものであります。

ロ 変更案第二章の2において、A種優先株式に関する規定を追加し、変更案第20条において種類株主総会に関する規定を追加するとともに、その他所要の変更を行うものであります。

(2) 決済合理化法施行に伴う規定の変更

イ 決済合理化法附則第6条第1項の定めに基づき、当行は決済合理化法の施行日(平成21年1月5日)において株券を発行する旨の定款の定めを廃止する決議がなされたものとみなされているので、現行定款第8条(株券の発行)を削除し、併せて株券に関する文言の削除および修正を行うものであります。

ロ 決済合理化法附則第2条の定めに基づき、「株券等の保管及び振替に関する法律」が廃止されたことに伴い、現行定款規定のうち、実質株主および実質株主名簿に関する文言の削除および修正を行うものであります。

ハ 株券喪失登録簿は、決済合理化法の施行日(平成21年1月5日)の翌日から起算して1年を経過する日までこれを作成して備え置くこととされているため、附則に所要の規定を設けるものであります。

(3) その他

変更内容は、別紙のとおりであります。

3 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成21年6月26日(金)

定款変更の効力発生日 平成21年6月26日(金)

以 上

(別紙)

定款一部変更の内容

(下線部分が変更箇所を示します)

現 行 定 款	変 更 案
第一章 総 則	第一章 総 則
第1条 (条文省略)	第1条 (現行どおり)
(目的) 第2条 (条文省略) (1)~(4) (条文省略) (5) 前各号の業務のほか銀行法、担保付社債信託法、 <u>社債等登録法</u> その他の法律により銀行が営むことのできる業務 (6) (条文省略)	(目的) 第2条 (現行どおり) (1)~(4) (現行どおり) (5) 前各号の業務のほか銀行法、担保付社債信託法、 <u>社債、株式等の振替に関する法律</u> その他の法律により銀行が営むことのできる業務 (6) (現行どおり)
第3条~第5条 (条文省略)	第3条~第5条 (現行どおり)
第二章 株 式	第二章 株 式
(発行可能株式総数) 第6条 当銀行の発行可能株式総数は <u>2</u> 億株とする。	(発行可能株式総数・発行可能種類株式総数) 第6条 当銀行の発行可能株式総数は <u>3</u> 億株とし、普通株式の発行可能種類株式総数は <u>3</u> 億株、A種優先株式の発行可能種類株式総数は <u>1</u> 億株とする。
第7条 (条文省略)	第7条 (現行どおり)
(株券の発行) 第8条 <u>当銀行は、株式に係る株券を発行する。</u>	(削除)
(単元株式数および単元未満株券の不発行) 第9条 当銀行の単元株式数は1,000株とする。 2 当銀行は、前条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。	(単元株式数) 第8条 当銀行の <u>全ての種類の株式の</u> 単元株式数は、1,000株とする。 (削除)
(単元未満株式についての権利) 第10条 当銀行の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使できない。 (1)~(4) (条文省略)	(単元未満株式についての権利) 第9条 当銀行の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使できない。 (1)~(4) (現行どおり)
(単元未満株式の買増し) 第11条 (条文省略)	(単元未満株式の買増し) 第10条 (現行どおり)
(基準日) 第12条 当銀行は、毎年3月31日の最終の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。 2 (条文省略)	(基準日) 第11条 当銀行は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。 2 (現行どおり)
(株主名簿管理人) 第13条 (条文省略) 2 (条文省略) 3 当銀行の株主名簿、 <u>株券喪失登録簿および新株予約権原簿</u> の作成ならびに備置き、その他の株式に関する事務は、これを株主名簿管理人に取り扱わせ、当銀行においては取り扱わない。	(株主名簿管理人) 第12条 (現行どおり) 2 (現行どおり) 3 当銀行の株主名簿、 <u>新株予約権原簿</u> の作成ならびに備置き、その他の株式に関する事務は、これを株主名簿管理人に取り扱わせ、当銀行においては取り扱わない。

(下線部分が変更箇所を示します)

現 行 定 款	変 更 案
(株式取扱規定) 第14条(条文省略)	(株式取扱規定) 第13条(現行どおり)
(新設)	<p style="text-align: center;"><u>第二章の2 優先株式</u></p> <p>(A種優先配当金) 第13条の2 当銀行は、第39条に定める剰余金の配当を行うときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたA種優先株式を有する株主(以下、「A種優先株主」という。)またはA種優先株式の登録株式質権者(以下、「A種優先登録株式質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下、「普通株主」という。)および普通株式の登録株式質権者(以下、「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先株式1株当たりの払込金額相当額(ただし、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)に、A種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める配当年率を乗じて算出した額の金銭(以下、「A種優先配当金」という。)の配当をする。配当年率は8.0%を上限とする。ただし、当該基準日の属する事業年度においてA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対して第13条の3に定めるA種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。</p> <p>2 ある事業年度においてA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対してする剰余金の配当の額がA種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。</p> <p>3 A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対しては、A種優先配当金の額を超えて剰余金の配当は行わない。ただし、当銀行が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロもしくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当または当銀行が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号ロもしくは第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。</p>
(新設)	<p>(A種優先中間配当金) 第13条の3 当銀行は、第40条に定める中間配当をするときは、当該中間配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先配当金の額の2分の1を上限とする金銭(以下、「A種優先中間配当金」という。)を支払う。</p>
(新設)	<p>(A種優先株主に対する残余財産の分配) 第13条の4 当銀行は、残余財産を分配するときは、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普</p>

(下線部分が変更箇所を示します)

現 行 定 款	変 更 案
	<p>通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先株式1株当たりの払込金額相当額を踏まえてA種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める額の金銭を支払う。</p> <p>2 A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対しては、前項のほか、残余財産の分配は行わない。</p>
(新設)	<p>(A種優先株主の議決権)</p> <p>第13条の5 A種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。ただし、A種優先株主は、定時株主総会にA種優先配当金の額全部(A種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額)の支払いを受ける旨の議案が提出されないときはその定時株主総会より、A種優先配当金の額全部(A種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額)の支払いを受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときはその定時株主総会終結の時より、A種優先配当金の額全部(A種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額)の支払いを受ける旨の決議がなされる時までの間は、全ての事項について株主総会において議決権を行使することができる。</p>
(新設)	<p>(普通株式を対価とする取得請求権)</p> <p>第13条の6 A種優先株主は、次項に定める取得を請求することができる期間中、当銀行に対して自己の有するA種優先株式を取得することを請求することができる。かかる取得の請求があった場合、当銀行はA種優先株主がかかる取得の請求をしたA種優先株式を取得するのと引換に、第3項に定める財産を当該A種優先株主に対して交付するものとする。</p> <p>2 A種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める期間(以下、「取得請求期間」という。)とする。</p> <p>3 当銀行は、A種優先株式の取得と引換えに、A種優先株主が取得の請求をしたA種優先株式数にA種優先株式1株当たりの払込金額相当額(ただし、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)を乗じた額を次項に定める取得価額で除した数の普通株式を交付する。なお、A種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、会社法第167条第3項に従ってこれを取扱う。</p> <p>4 取得価額は、当初、当銀行の普通株式の時価を基準としてA種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める方法により算出される額とし、当該決議により取得価額の修正および調整の方法を定めることができるものとする。当銀行は、当該決議により取得価額の修正を定める場合、修正される額の下限を定めるものとし、取得価額が下限として定める額を下回った場合、取得価額は下限として定める額に修正されるものとする。</p>
(新設)	<p>(金銭を対価とする取得条項)</p> <p>第13条の7 当銀行は、A種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める事由が生じた場合に取締役会が別に定める日が到来したときは、法令上可能な範囲で、A種優先株式の全部または一部を取得することができる。この場合、当銀</p>

(下線部分が変更箇所を示します)

現 行 定 款	変 更 案
	<p>行は、かかるA種優先株式を取得するのと引換えに、次項に定める財産をA種優先株主に対して交付するものとする。なお、A種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。</p> <p>2 当銀行は、A種優先株式の取得と引換えに、A種優先株式1株につき、A種優先株式の払込金額相当額を踏まえてA種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める額の金銭を交付する。</p>
(新設)	<p>(普通株式を対価とする取得条項)</p> <p>第13条の8 当銀行は、取得請求期間の末日までに当銀行に取得されていないA種優先株式の全てを、取得請求期間の末日の翌日をもって取得する。この場合、当銀行は、かかるA種優先株式を取得するのと引換えに、各A種優先株主に対し、その有するA種優先株式数にA種優先株式1株当たりの払込金額相当額(ただし、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)を乗じた額を普通株式の時価で除した数の普通株式を交付するものとし、その詳細は、A種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める。当該取締役会では交付すべき普通株式数の上限の算定方法を定めることができる。A種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。</p>
(新設)	<p>(株式の分割または併合および株式無償割当て)</p> <p>第13条の9 当銀行は、株式の分割または併合を行うときは、普通株式およびA種優先株式の種類ごとに、同時に同一の割合で行う。</p> <p>2 当銀行は、株式無償割当てを行うときは、普通株式およびA種優先株式の種類ごとに、当該種類の株式の無償割当てを、同時に同一の割合で行う。</p>
第三章 株 主 総 会	第三章 株 主 総 会
(招集) 第15条(条文省略)	(招集) 第14条(現行どおり)
(招集地) 第16条(条文省略)	(招集地) 第15条(現行どおり)
(招集権者および議長) 第17条(条文省略)	(招集権者および議長) 第16条(現行どおり)
(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第18条(条文省略)	(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第17条(現行どおり)
(決議の方法) 第19条(条文省略)	(決議の方法) 第18条(現行どおり)
(議決権の代理行使) 第20条(条文省略)	(議決権の代理行使) 第19条(現行どおり)

(下線部分が変更箇所を示します)

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<p>(種類株主総会) 第20条 第16条、第17条、第18条第1項および第19条の規定は種類株主総会にこれを準用する。 2 第11条の規定は、定時株主総会と同日に開催される種類株主総会にこれを準用する。 3 会社法第324条第2項に定める種類株主総会の決議は、当該種類株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p>
第21条～第41条(条文省略)	第21条～第41条(現行どおり)
(新設)	<p>附則 第1条 当銀行の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当銀行においては取扱わない。</p>
(新設)	<p>第2条 前条および本条は平成22年1月5日まで有効とし、平成22年1月6日をもって前条および本条を削るものとする。</p>